

令和8年度 ひとり親家庭等のしおり

児童扶養手当（年6回、奇数月支給）

対象：「父母が婚姻を解消した児童」「父または母が死亡した児童」「父または母が一定の障がいの状態にある児童」「母が婚姻によらないで懐胎した児童を養育する母や、その児童を監護し生計を同じくする父または養育者」など

期間：申請をした月の翌月から児童が18歳になる年度の3月31日まで
（児童が一定の障がいをもつ場合は20歳未満）

条件：所得が一定の額を超えないこと等

内容：児童1人の場合 月額48,050円～11,340円
児童2人以上の場合 1人につき月額11,350円～5,680円を加算

※ 支給額は所得に応じて決定

児童手当（年6回、偶数月支給）

対象：申請をした月の翌月から児童が18歳になる年度の3月31日まで

内容：3歳未満（第1子、第2子）月額15,000円（第3子以降）月額30,000円
3歳以上高校生年代（第1子、第2子）月額10,000円
（第3子以降）月額30,000円

特別児童扶養手当（4、8、11月支給）

対象：身体または精神に一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母または養育者

条件：所得が一定の額を超えないこと、施設に入所していないこと等

内容：児童1人につき（1級）月額58,450円（2級）月額38,930円

ひとり親家庭等応援金（3月支給）

対象：支給対象年度の3月1日時点で児童扶養手当を受給（全部支給又は一部支給）しており、中学校卒業を迎える児童を扶養している方

条件：支給対象年度の3月1日時点で、本市に1年以上住民登録している方

内容：児童1人につき100,000円

養育費確保に係る公正証書作成等支援事業費補助金（New）

対象：次のすべてに該当する方

- ・申請時点でいわき市内に住民票があり、かつ居住している方
- ・20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母
- ・当該児童に係る養育費の債務名義を有し、補助対象となる経費を負担した方
- ・同一の児童を対象とした同様の補助金を受けていない方

対象経費：①養育費の債務名義取得に要した経費

②養育費に係る強制執行の申立て手続きに要した経費

※どちらも令和8年4月1日以降に発生した経費に限る。

補助上限額：①35,000円

②10,000円

養育費確保に係る保証料支援事業費補助金（New）

対象：次のすべてに該当する方

- ・申請時点でいわき市内に住民票があり、かつ居住している方
- ・本市が契約している養育費保証会社と契約した方
- ・同様の補助金を他の自治体等から受けていない方

対象経費：上記養育費保証会社との契約に係る初回保証料
※令和8年5月1日以降の契約に限る。

補助上限額：50,000円



母子父子寡婦福祉資金

対象：20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男性もしくは女性等
20歳未満の父母のいない児童

内容：各種資金の貸付（事業の開始や継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚）

災害遺児激励金

対象：災害（交通、労働、海上、大規模）遺児を監護し、その生計を維持している方
条件：市内に1年以上居住していること

内容：就学激励金 小中学生の遺児1人につき年額40,000円 } 5月支給
高校生等の遺児1人につき年額80,000円 }
卒業激励金 中学校卒業時 遺児1人につき50,000円 } 4月支給
高校等卒業時 遺児1人につき60,000円 }

福島県交通遺児等奨学金（県）

対象：父母またはそのいずれかが交通事故により亡くなられた小中高生等

条件：県内に住所を有する交通遺児等

内容：小中学生の遺児1人につき年額40,000円 } 7月支給
高校生等の遺児1人につき年額50,000円 }
小学校入学予定の遺児1人につき70,000円 } 3月支給
中学校入学予定の遺児1人につき100,000円 }
中学・高校等卒業予定の遺児1人につき150,000円 }

※ その他、図書カード等の贈呈あり



ひとり親家庭等の医療費助成

対象：ひとり親家庭の親と子（18歳になる年度の3月31日まで）
父母のいない子（18歳になる年度の3月31日まで）

条件：所得が一定の額を超えないこと

内容：その世帯全員の同一受診月の医療費の合計額で1,000円を超えた額を助成

※ 子が乳幼児医療費助成や子ども医療費助成の対象となっている場合は、それぞれの助成金が優先

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

対象：20歳未満の児童を扶養している父子・母子家庭等の父または母

条件：市内に居住し、かつ住民登録があり、母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けていること等

※ 申請の前に、市に事前相談を行い対象講座の指定を受ける必要があります。
また、給付金を受けられるのは1人につき1度限りです。

内容：受講に要した費用の一部

※ 支給額が1万2千円以下になる場合は支給されません。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

対象：20歳未満の児童を扶養している父子・母子家庭等の父または母

条件：「市内に居住し、かつ住民登録がある方」「児童扶養手当を受給している、または児童扶養手当の受給要件と同程度の所得水準にある方」「養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれる方」など

※ 申請の前に、市に事前相談を行う必要があります。

なお、対象となる資格は次のとおりです。

看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、
歯科衛生士、理美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、精神保健福祉士、
薬剤師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等（すべて通信制での資格取得は原則不可）

内容：高等職業訓練促進給付金

市民税非課税世帯 月額 100,000円

市民税課税世帯 月額 70,500円

※ 修業期間中48か月を上限に毎月支給。

なお、修了までの最後の12か月は40,000円を加算。

高等職業訓練修了支援給付金

市民税非課税世帯 50,000円

市民税課税世帯 25,000円

※ 修了日以後に1回のみ支給



主な相談窓口



母子・父子自立支援員

母子父子寡婦福祉資金の貸付や生活費、生活上の問題など、父子・母子家庭の困りごとの相談をお受けしています。

配置場所	小名浜地区 保健福祉センター	内郷・好間・三和地区 保健福祉センター
担当地区	小名浜、勿来・田人、常磐・遠野	左記を除く市内全域
電話番号	0246-54-2116	0246-27-8612
相談日時	午前8時30分から午後5時15分まで (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)	

※ 来所での相談を希望される方は、事前に電話連絡をお願いします。

養育費等に関する無料法律相談 (New)

いわき市内に居住し、児童を養育するひとり親、離婚前の父または母を対象に、養育費等に関する無料法律相談を行っています。

相談できる内容	養育費等に関すること
担当する弁護士	福島県弁護士会いわき支部に所属する弁護士
相談日時等	日時：毎月第2、第4木曜日の午後2時から午後4時まで 場所：いわき市総合保健福祉センター内
申込方法	いわき市ホームページの専用フォームから申込み

※ 市のホームページに記載している注意事項を確認の上、お申し込みください。

生活・就労支援センター

離職などで生活に困窮した方などに、経済的な自立に向けた支援を行っています。

設置場所	いわき市社会福祉協議会内（平字菱川町1番地の3）
担当地区	市内全域
電話番号	0246-38-6500
相談日時	午前8時30分から午後5時15分まで (土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)

※ 来所での相談を希望される方は、事前に電話連絡をお願いします。